

模範解答

ファイナンシャル・プランニング技能検定 1級実技試験（資産設計提案業務）

平成19年9月9日実施

厚生労働大臣指定試験機関

特定非営利活動法人(NPO法人)

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

各科目の配点は、特に記載のない限り、公表しておりませんのでご了承ください。配点に関するお問い合わせには、お答えできません。

【第1問】

- 問1 (ア)1,500(万円) (イ)1,500(万円) (ウ)3,170(万円) (エ)520(万円)
- 問2 3
- 問3 2
- 問4 17(万円)
- 問5 88(%)
- 問6 1
- 問7 3
- 問8 (ア)× (イ)○ (ウ)× (エ)○
- 問9 (ア)10(年) (イ)0.6(%) (ウ)15(年) (エ)2,500(万円)
- 問10 4

【第2問】

- 問11 (ア)3 (イ)4 (ウ)8 (エ)12
- 問12 (ア)4,688(円) (イ)140(円) (ウ)0(円) (エ)4,220(円)
- 問13 (ア)100(%) (イ)75(%) (ウ)0(%)
- 問14 (ア)12,203 (イ)3,646 (ウ)8,850 (エ)1,006,999
- 問15 (ア)81 (イ)10 (ウ)2,000 (エ)1,800
- 問16 (下記解答例だけでなく、総合的観点から採点を行います。)

<例> 長谷川さんからの相談は、資産運用から生命保険、そして相続に関することまで幅広い。税額の計算等においては税理士資格なしに個別、具体的な計算をすること、反復継続して行う税務相談などは税理士法に抵触するため、税理士の資格を持たないFPはそれらを行ってはならない。税理士と共同で業務に当たるか、もしくは類似した事例に置き換えて提案する必要がある。設例の池波さんは税理士資格を有するため、自身で行うことは可能である。また、投資顧問業者の登録(投資助言・代理業、投資運用業の業者登録)をしていないFPは、株式はもとより投資信託や債券など有価証券の銘柄推奨、売買のタイミングや数量についての提案や具体的指示などを行うことは、投資顧問業法(金融商品取引法)に抵触する。投資顧問業者でない者が行うことが許されるのは、過去の実績等データの紹介程度にとどまる。従って、有価証券のポートフォリオ作成などについても業としてできないため、登録を受けた投資顧問業者に任せる必要がある。(427字)

- 問17 (ア)88 (イ)70 (ウ)3,641.0
- 問18 3
- 問19 2
- 問20 2